

# 本

# 文

## 官報

昭和十六年十二月二十三日

第四千四百八十九號 火曜日

### 法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル敵產  
管理法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム

### 御名 御璽

昭和十六年十二月二十二日

内閣總理大臣 東條 英機

大藏大臣 賀屋 興宣

### 法規

敵產管理法

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル敵產  
管理法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム

第三條 敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以て定  
ムル者ニ對シ債務ヲ負擔スル者ハ政府ノ  
指定スル者ニ對シ前條ノ規定ニ基キテ發  
スル命令又ハ當該命令ニ依ル政府ノ命ニ  
依リ債權ノ目的物タル金錢又ハ物ノ支拂  
又ハ引渡ヲ爲シタルトキハ其ノ債務ヲ免  
ル

第四條 敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以て定  
ムル者ハ其ノ者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管  
出資ヲ含ムガ第一條第一項ノ管理ニ付  
セラレタルトキハ其ノ財產重業若ハ營  
業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ムニ關シ處  
分其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ規定スルモノノ外第一條第一項ノ  
管理及管理人ニ關シ必要ナル事項ハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以て定  
ムル者ノ外國ニ於テ爲ス行爲ニシテ左ニ  
掲タルモノノ取得又ハ處分ヲ目的トスル  
モハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其  
ノ效力ヲ生ゼズ

本法ニ於テ敵產トハ敵國、敵國人其ノ他  
命令以て定ムル者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ  
保管スル財產(事業者ハ營業又ハ之ニ對  
スル出資ヲ含ム)ヲ謂フ

第二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ敵產  
ニ關シ政府指定スル者ニ對スル實却其ノ  
他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ敵產  
ニ關シ政府指定スル者ニ對スル實却其ノ  
他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四條 本邦又ハ本邦内ニ在ル者ニ對スル債  
権

第五條 第一條第一項ノ規定ニ依リ管理セ  
シム爾敵產ニシテ登記又ハ登錄ノ規定ア  
ルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ管  
理ニ關スル登記又ハ登錄ヲ爲スコトヲ要  
求

第六條 第一條第一項ノ管理ニ依スル費用  
ハ本人ニ屬スル敵產ヲ以テ之ヲ支拂スル  
モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行  
為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

第七條 第一條第一項ノ管理ニ依スル費用  
ハ本人ニ屬スル敵產ヲ以テ之ヲ支拂スル  
モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行  
為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

第八條 第一條第一項ノ管理ヲ免レ又ハ之  
ヲ妨ダル目的ヲ以テ敵產ヲ取得、處分、贈  
與、毀棄又ハ損壊シタル者ハ五年以下ノ  
懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處但シ當  
兵、毀棄又ハ損壊シタル者ハ五年以下ノ  
罰金ニ處又ハ三倍ノ三倍以下トス

第九條 第二條ノ規定ニ基キテ發スル命令  
又ハ當該命令ニ依ル政府ノ命ニ從ハサル  
者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰  
金ニ處ス

第十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ一人ノ代  
理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人  
又ハ人の業務ニ關シテ前二條ノ違反行為  
ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其  
ノ法人又ハ人ニ對シ又前二條ノ罰金刑ヲ  
科ス

第十一條 本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ  
付

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

### 抄錄

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行前敵

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵

國敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國

ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲ダル

モノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行

為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

ヲ置ク

敵產管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

賊敵産管理法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年十二月二十一日

内閣總理大臣 東條 英機

内閣總理大臣 井野 穎哉

大藏大臣 賀屋 興宣

勅令第百七十九號

敵産管理法施行令

第一條 敵産管理法及本令ニ規定スル敵國

ハ大藏大臣之ヲ告示ス。

第二條 敵産管理法及本令ニ於テ敵國人ト

ハ左ニ掲タルモノヲ謂フ  
一 敵國ノ国籍ヲ有スル個人・日本ノ國

籍ヲ有スル個人ヲ除ク

二 敵國ノ公共團體及之ニ準スルモノ

三 敵國内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有

スル法人

四 敵國ノ法令ニ依リ設立セラレタル法

人ニシテ前號ニ該當セザルモノ

第三條 敵産管理法第ニ條第ニ項第三條

第四條第一項第五條又ハ附則第二項ノ

規定ニ依リ定ム者ハ左ニ掲タル者(第

一號乃至第三號ニ掲タル者ニシテ大藏大

臣ノ指定期限内スル個人ヲ除ク)

第一條 敵産管理法第一條第一項ノ規定ニ

依ル敵産ノ管理ハ當該敵産ニ付敵産管理

人選任アリタル日ヨリ開始ス。

第二條 敵産管理人ノ管理ニ付セラレタル

敵産ヲ占有スル者ハ當該敵産管理人ノ請

求アリタルトキハ直ニ之ヲ當該敵産管理

人ニ引渡スベシ但シ當該敵産ニ付質權又

ハ留保ヲ有スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 敵國、敵國人又ハ敵産管理法施行

令第三條第一項各號ニ掲タル者ニ屬シ又

ハ其ノ者ノ保管スル財產ガ敵産管理人ノ

管理ニ付セラレタルトキハ當該敵國、敵

國人又ハ敵産管理人ハ管理開始後退避ナク

各號ニ掲タル者ニ對シ債權又ハ債務ヲ有

シ其ノ他財產ヲ本金附屬

管理開始日以後二週間以内ニ之ヲ當該

管理人ニ通知スベシ

第四條 敵産管理人ハ管理期間ニ於ケル増減ノ

内容及管理ノ狀況並ニ期期末ニ於ケル現

在高ヲ本令附屬報告書式第二號ニ依リ大

藏大臣ニ報告スベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官報 第四四八九號

昭和十六年十二月二十三日 火曜日

